

# 日本ウレタン建材工業会コンプライアンス指針

## 目的

本指針は、日本ウレタン建材工業会（以下、「当工業会」という）の理念に基づき、当工業会の理事・監事・委員及び職員一人一人が、法令・社会倫理・当工業会の諸規則を遵守し、ウレタン建材関連事業に期待・要請される社会的役割を果たすとともに、ウレタン建材関連事業に関わる業務遂行における各自の使命と社会的責任を十分に認識し、適切な行動の拠り所とするために定めるものである。

## 基本的な考え方

### 1. 当工業会の理念

当工業会は、ウレタン建材関連製品の環境・安全に関する調査・研究ならびに関係機関との交流を通じ、ウレタン建材関連製品に対する正しい理解の普及に努め、ウレタン建材関連事業の健全な発展と社会への貢献に寄与することを目的とする。

### 2. コンプライアンスに関わる基本原則

- i 国内外の関連法令及び当工業会の諸規則を遵守すること。
- ii 社会的規範を尊重するとともに当工業会設立の目的を認識し、良識と責任をもった行動をとること。
- iii 本指針の内容を深く理解し、行動の規範とすること。

## 本指針の適用対象

本指針は、当工業会の活動に関わる理事、監事、委員会委員及び職員に適用される。

## 当工業会メンバーの社会的責任

- i 環境対策、労働安全・衛生、ウレタン建材関連製品に係る正しい知識の普及、用途開発、技術向上等を通じて、ウレタン建材関連事業の発展、ひいては、地域・国際社会の発展に貢献すること。
- ii 国内外を問わず、当工業会を取り巻く様々なステークホルダーとのコミュニケーションを通じて、当工業会の活動や会員各社の事業活動に対する期待・要請を理解し、その利益に配慮した活動を行うことにより、社会との共生を図ること。
- iii 当工業会や会員各社が活動を行う国・地域の法令を遵守するのみならず、現地の文化、慣習をよく理解し、現地産業の発展に寄与すること。
- iv 地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、工業会活動や会員各社の事業活動の全ての分野で地域や地球環境の保全に配慮して活動を行うこと。

### 機密情報・知的財産権の管理・保護

- i 当工業会及び会員各社の機密情報・知的財産権のみならず、第三者の機密情報・知的財産権についても、その重要性を強く認識し、当工業会の規則に従い、その厳重な保護に努めること。
- ii 当工業会の活動を通じて知りえた当工業会や会員各社の機密情報（営業秘密・個人情報等）の管理を厳重に行い、その保護に努めること。
- iii 第三者の機密情報を不正に入手したり、開示、漏えい、または提供したりしないこと。
- iv 第三者の知的財産権を尊重し、その侵害の予防に努めること。
- v 当工業会の活動において、会員各社の未公表の重要事実（インサイダー情報）を開示・提供しないこと。また、当工業会の活動を通じて、万一、会員各社のインサイダー情報を知ってしまった場合には、当該情報が公表されるまで、当該会員会社の株式等の売買を行わないこと。

### 独占禁止法・競争法の遵守

独占禁止法や適用されうる各国・地域の競争法を遵守し、同業他社とのカルテル、談合はもちろんのこと、これらに該当する恐れのある論議・情報交換や、当工業会に未加入の企業に対する不当な差別や排他的行為など、不公正な取引方法に該当する行為を行わないこと。

### 贈収賄規制の遵守

当工業会及び会員各社が活動を行う国・地域に適用されうる贈収賄の禁止に関する法規制を遵守し、賄賂の授受を行わず、代理人や取引相手に対しても、これら贈収賄の禁止に関する法規制の遵守を求めること。

### 反社会的勢力の排除

- i 反社会的勢力とは、取引を含め、一切関係を持たないこと。
- ii 当工業会、又は会員各社の利益を得るために、反社会的勢力を利用しないこと。

### 本指針の取扱い

- i 当工業会は、本指針を、当工業会のホームページ等に掲載して公開し、会員各社に対して周知徹底を図るものとする。
- ii 本指針の改廃は、理事会決議によるものとする。

本指針は、2020年8月28日より施行する。